

2018年7月23日

お客さま 各位

みずほファクター株式会社

みずほ電子債権決済サービス（電ペイ）における請求委託等の一部制限について

- 1 新聞等によれば、政府は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく新天皇の御即位及び改元に伴い、2019年5月1日を休日又は国民の祝日とする方向で検討中であると報じられております。
- 2 2019年5月1日が国民の祝日とされた場合、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の定めにより、同日の前日である同年4月30日及び翌日である同年5月2日がいずれも休日となる可能性があります。

これに対し、電子記録債権法では、電子記録債権の発生後に支払期日が休日となった場合の取扱について明確な規定がありません。そのため、支払期日が平日であることを前提として発生記録の請求その他の事務処理を行った後、当該支払期日が事後的に休日となった場合に統一的な対応を行うことができず、支払期日の変更その他の対応でお客さま各位にご不便・ご負担をおかけする可能性があります、それとともに「みずほ電子債権決済サービス」（愛称：電ペイ）の円滑な提供に影響が生じることが懸念されます。

- 3 これを踏まえ、当社では、次のとおり、「みずほ電子決済サービス」における請求委託等の一部制限（以下「本制限」といいます。）を実施させていただきますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

（1）本制限の内容

- ① 2019年4月30日から同年5月2日までの日（以下「対象期日」といいます。）が営業日に当たらないものとみなして業務規程及び関連総合規約の規定を適用します。
- ② 利用者は、対象期日を支払期日とする発生記録の請求委託及び対象期日を記録日とする電子記録の請求委託をすること並びに対象期日を譲渡代金の受取日その他の期日に指定することはできません。
- ③ みずほ電子債権決済サービス総合規約第16条第1項の確定債権確認締切日その他の関連総合規約に基づいて請求代行者（当社）の定める一定の日が対象期日であるときは、当社が別途指定する場合を除き、その直前の営業日を当該一定の日とします。

（2）本制限の実施期間

本日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間

- ① 対象期日が休日となるかどうかの取扱いが政府から公表された日以降の日で当社が別途指定する日
- ② 対象期日が休日となるかどうかの取扱いに関する法令が施行された日以降の日で当社が別途指定する日
- ③ 2019年5月2日

実施期間の終了は確定後速やかに当社ホームページにてご案内申し上げます。

なお、当社ホームページ掲載日が、上記①②の「当社が別途指定する日」となります。

また、対象期日が祝休日とならなかった場合、支払期日を4月26日または5月7日として発生させた電子記録債権の期日変更は行いませんので、ご了承ください。

※ 本制限は、みずほ電子債権決済サービス総合規約第45条に基づく関連総合規約として制定するものです。